

# せんぼく探訪

VOL.6

市指定有形文化財 (古文書)

1. 指定名称 箭田野家文書
2. 指定年月日 平成11年12月6日
3. 所在 角館町西勝楽町  
(宗教法人 学法寺)
4. 数量 4通

	秋田藩家文書の名称	学法寺での表書き	年代
①	佐竹義宣起請文	義宣御證文	天正17年7月24日
②	佐竹義宣知行充行状	義宣公御書	7月24日
③	佐竹義宣知行充行状	義宣公御書	天正17年霜月3日
④	豊臣秀吉禁制	秀吉御朱印状	天正18年7月 日

①～③までの3通は、豊臣秀吉の全国統一目前の南奥州(現福島県周辺)において北進する佐竹氏と、南進してきた伊達政宗との抗争において佐竹義宣が岩瀬郡大里城主箭田野安房守に宛てた文書である。

④は、豊臣秀吉が会津進駐途上で、箭田野領通過に当たって発した文書である。この朱印状が下された7月には宇都宮城にて奥州大名に対する仕置き(宇都宮仕置)が行われ、翌8月9日会津黒川(現在の会津若松)に於いて豊臣秀吉の天下平定がなされた。(奥州仕置)

文書解説 元仙北市文化財保護審議会会長 柴田 正蔵

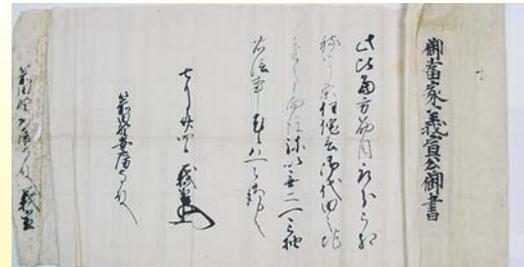
## ①佐竹義宣起請文



敬白 起請文  
一今度以誓書如承向  
後猶其方到無別條  
者於義宣も無二可  
申合書  
一倭人之取成も候ハ者  
則可及糺明事  
若 此儀於偽者  
上者梵天帝釈四大  
天皇下者堅牢地神  
熊野三所大権現日  
光三所権現当国鹿  
嶋大明神八幡大菩  
惣薩而日本国中大  
小神祇別可蒙御罰  
者也 仍如件  
天正十七年  
七月二十四日  
義宣 御居判  
御血判  
箭田野安房 殿

会津の芦名義広が伊達政宗に敗れ(摺上原の合戦 天正17年6月5日)、常陸の父(佐竹義重)の元に退かれた。兄の義宣が仙道(福島県中通地方)での復権をねらって箭田野義正と軍事同盟の誓約を交わした起請文である。

## ②佐竹義宣知行充行状



此頃当方節目取分  
被相稼候之条任詫  
言御代田之地進之  
候向後弥以無二可  
被抽忠信事尤候  
恐々謹言  
七月二十四日  
義宣 花押  
箭田野安房守 殿

起請文と同時に出されたもので、箭田野氏の忠誠を条件に御代田(郡山市)の領地を与えるとする書状である。

## ③佐竹義宣知行充行状



此度任御望  
岩瀬西方進  
之候猶可被抽  
忠信事尤候 恐々謹言  
天正十七年  
霜月三日 義宣 花押  
箭田野安房守 殿

政宗は会津攻略に続いて須賀川の二階堂をも攻め滅ぼし、叔父の石川昭光を須賀川に置き岩瀬地方の制圧に当たさせた。対する佐竹義宣も芦名・二階堂の残存勢力を集め、政宗に抵抗した。義宣が箭田野義正の忠誠を認め、岩瀬西部の領地を与えるとする書状である。

## ④豊臣秀吉禁制



禁制 奥州  
箭田野安房守領内  
一軍勢甲乙人等盗防  
狼藉事  
一放火事  
一對地下人百姓非分  
之儀申懸事右条々  
堅令停止訖若於違  
犯之輩者速被致處  
嚴科者也  
天正十七年七月 日  
朱印

岩瀬地方を侵略した伊達軍は箭田野勢のこもる大里城を攻めあぐみ、政宗の小田原参陣が遅れた一要因になった。やがて秀吉は会津下向の途中、岩瀬地方へ進駐する。この際に箭田野領内へ禁制事項を示した条状で領地の承認を裏付けている。